



書類送達場所等届出書

年 月 日

（宛先）豊田市長 様

以下の市税等に関する書類の送達場所を次のとおり変更しましたので届け出ます。

※裏面の注意書きをよくお読みください。

① 納税義務者又は納付義務者 注：国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。

通知書番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①は納税義務者又は納付義務者の氏名等を記入し、本人確認書類を添付してください。
住所 又は 所在地	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 豊田市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○ ○ 電話番号（ 0565 ） ○ ○ - ○ ○ ○ ○	
氏名 又は 名称	フリガナ トヨタ シロウ 豊田 二郎 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日生	

注意 郵送の場合は、本人確認できる運転免許証等の写しを添付してください。

② 書類の送達場所等 注：書類の送達場所となる住所、氏名等を記入してください。

【送達場所となる住所・氏名】

住所 又は 所在地	<input type="checkbox"/> ①と同じ 〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 豊田市 △ △ 町 △ △ - △ △ 電話番号（ 0565 ） △ △ - △ △ △ △	②は書類の送達を希望する住所、氏名を記入してください。
氏名 又は 名称	<input checked="" type="checkbox"/> ①と同じ フリガナ ①の方との関係（ 本人 ）	

【送達場所を変更する理由】

送付先を設定する理由を記入してください。

【例】 仕事の都合により、一時的に居住地を変更するため。

注意 1 変更する場合も必ず書面の届出が必要となりますのでご注意ください。

2 送達場所から書類が返戻された場合等は、豊田市が送達場所を変更する場合があります。

③ 税金等の種類は何ですか？（該当する固定資産税以外の税目も希望する場合はそちらも○を記入。）

- ・個人の市県民税 **・固定資産税** ・軽自動車税 ・その他（ 税）
- ・国民健康保険税（※被保険者証、給付関係書類は、別途手続きが必要です。）
- ・介護保険料（※介護認定、給付関係書類は、別途手続きが必要です。）
- ・後期高齢者医療保険料（※被保険者証、給付関係書類は別途手続きが必要です。）

④ 窓口に来られた方の住所、氏名等を記入してください。（※郵送の場合は、記入不要です。）

住所 又は 所在地	<input type="checkbox"/> ①と同じ 〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 豊田市 × × 町 × × - × × 電話番号（ 0565 ） × × - × × × ×
氏名 又は 名称	<input type="checkbox"/> ①と同じ フリガナ トヨタ ハナコ ①の方との関係（ 母 ） 豊田 花子 × × 年 × × 月 × × 日生

注意 1 同居の親族以外の方は、委任状が必要です。

2 窓口に来られた方の本人確認できる運転免許証等をご提示ください。

*以下の欄は、記入しないでください（市役所使用欄）

送付先番号									
通知書番号									

確認	入力	受付

書類送達場所等届出書

を提出される方へ

あらかじめ必ずお読みください。

- 書類送達場所等届出書を提出されますと、次の効力が発生します。
 - ・ 指定された税目又は保険料（表面③欄）に関する全ての書類を送達場所となる住所等（表面②欄）に送達します。

これらの書類には、納税（保険料）通知書や督促状、還付通知書等も含まれます。

注：国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る被保険者証、給付関係書類の送達場所を変更する場合は別途、手続が必要となります。

注：介護保険に係る保険料、認定、給付に関する書類の送達場所をそれぞれ別の場所とする場合は送達場所毎に届出書が必要となります。

注：後期高齢者医療保険料については、豊田市で徴収する保険料のみが届出の対象となります（愛知県後期高齢者医療広域連合から送付される書類を除く。）。
 - ・ 送達場所となる住所等（表面②欄）へ書類が送達された場合は、納税義務者又は納付義務者に当該書類が送達されたものとみなします。
- 次の場合は、別途手続が必要となります。
 - 1 納税義務者が死亡した場合
「相続人代表者指定届出書」の提出が必要となります。
(ただし、固定資産を所有している方、又は前年収入があった方)
 - 2 納税義務者が市内に住所等を有しない場合（海外転出も含みます。）
納税管理人申告関係書類の提出が必要となります。

※上記 1、2 の問合せ先
市民税課（南庁舎 2 階） 電話 (0565)34-6617
資産税課（南庁舎 3 階） 電話 (0565)34-6618

- 3 国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る被保険者証、給付関係書類の手続が伴う場合
別途お問い合わせください。

<国民健康保険>
国保年金課（南庁舎 1 階） 電話 (0565)34-6637
<後期高齢者医療保険>
福祉医療課（東庁舎 1 階） 電話 (0565)34-6959

- 4 介護保険に係る認定、給付に関する書類の手続が伴う場合
別途お問い合わせください。

介護保険課（東庁舎 1 階） 電話 (0565)34-6634

※届出書の内容について確認する必要があると判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行う場合があります。